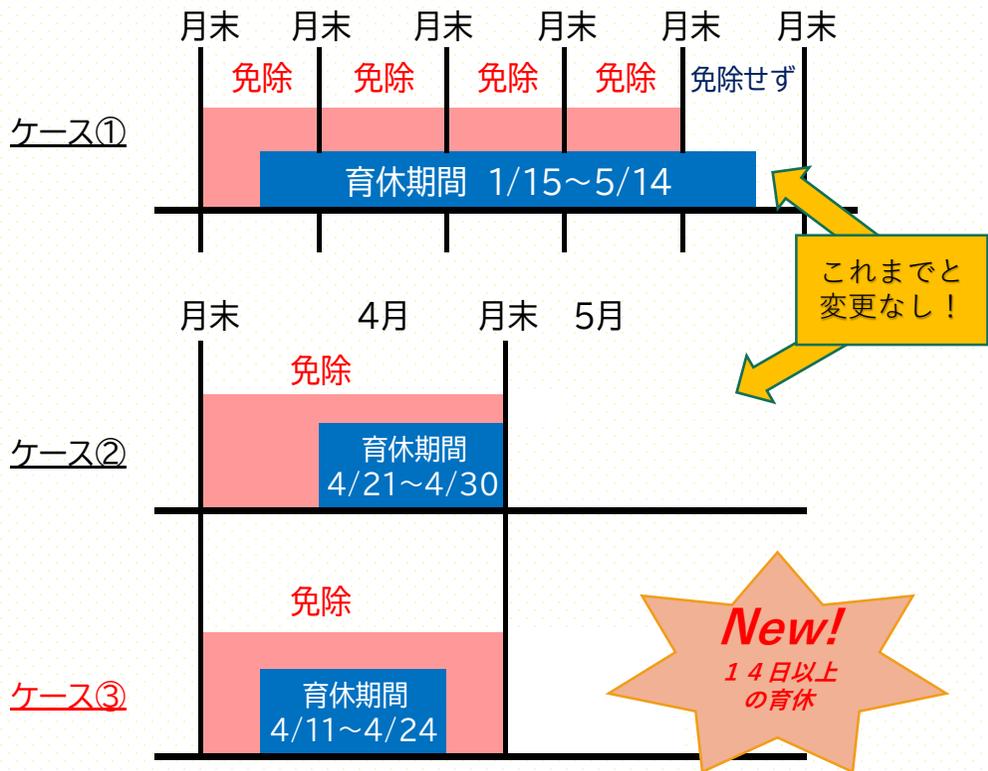


令和4年10月1日から育児休業中の掛金免除について見直されます！

(改正国家公務員共済組合法 100条の2)

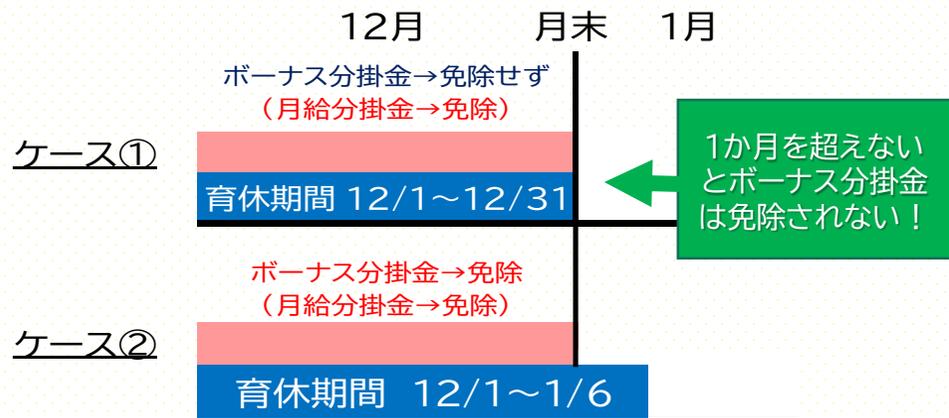
改正ポイント1 (月給分掛金について)

育休開始日と終了日の翌日が同一月の場合でその月中に14日以上の育休を取得した場合にもその月の掛金が免除されることになりました。



改正ポイント2 (ボーナス分掛金について)

ボーナス分の掛金が免除されるのは、ボーナス支給月の末日(6月30日、12月31日)が含まれ、かつ、1か月超の育休取得者に限られることになりました。



改正ポイント3

2つ以上の育休を連続して取得した場合は、1つの育休とみなされることになりました。



標準報酬月額によって掛金額は異なるので、給与明細や掛金早見表を確認してね!

お子さまが生まれるときの共済手続については共済HPをご覧ください。

(<https://www.kyousai.courts.or.jp/case/childbirth/>)

